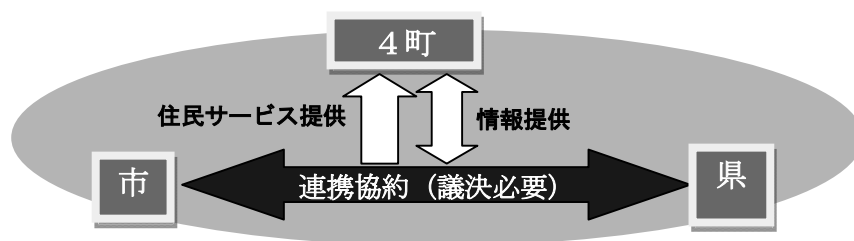


県・市間の連携協約の締結について

平成 29 年 8 月 24 日
鳥取県 地域振興課
鳥取市 中核市推進局

鳥取市の中核市移行後も、県と鳥取市が連携して事務を処理することにより、住民サービスの維持及び向上、東部圏域の一体的かつ継続的な発展に寄与することができるよう包括的な協約を締結する。

- 1 根拠法令 地方自治法 第 252 条の 2
地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的方針及び役割分担を定める協約
- 2 目的・基本方針 (案)
住民サービスの維持及び向上
県東部圏域(鳥取市及び東部 4 町)の一体的かつ持続的な発展
- 3 連携する内容 (案)
 - (1) 中核市移行に伴い鳥取市において処理する事務の円滑な事務執行
 - (2) 専門人材の確保・育成
 - (3) 健康危機管理及び災害医療救護の対策の推進
 - (4) 県市間の情報共有
- 4 連携協約の発効 平成 30 年 4 月 1 日 (鳥取市中核市移行の日)
- 5 締結までの流れ(法定手続き含む)
 - H29. 8~9 月 連携協約案の作成(4 町の意見も踏まえ県・市事務レベルでの摺り合わせ)
 - (11 月 鳥取市の中核市移行の閣議決定 (政令公布))
 - 11, 12 月 県・市 各議会に対して連携協約締結の議案を上程〔法第 252 条の 2 第 3 項〕
 - 12 月 県・市 各議会が議案を承認
 - 議決後 連携協約の締結
 - 県・市 協約締結の告示 [法第 252 条の 2 第 2 項]
 - 総務大臣へ協約締結の旨の届出 [法第 252 条の 2 第 2 項]



【参考】「連携協約」とは

連携協約は、普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める制度である。

連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようしなければならない。連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。

連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方策の提示を求め、提示を受けることができる。

<出典：総務省 HP 広域行政 共同処理制度の概要より抜粋>